

公 告

電子入札による事後審査型制限付き一般競争入札を次のとおり行うので、高知市上下水道事業契約規程(昭和 47 年水道局規程第 2 号)により準用する高知市契約規則(昭和 40 年規則第 4 号) 第 5 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 9 月 7 日

高知市上下水道事業管理者 山本 三四年

1 入札に付する事項

- | | | | |
|------------|--|-----|--|
| (1) 工 事 名 | 針木ポンプ場外受電設備更新工事 (R 8 - 1) | | |
| (2) 工事場所 | 高知市 針木東町 1 番 23 号外 | | |
| (3) 工事概要 | ア 受変電設備工 | 1 式 | |
| | 高圧気中開閉器 | 5 台 | |
| | イ 機器取替工 | 1 式 | |
| | ウ 試験工 | 1 式 | |
| | エ 撤去工 | 1 式 | |
| | オ 試運転調整 | 1 式 | |
| | カ その他上記に伴う諸工事 | 1 式 | |
| (4) 工事期間 | 契約締結の翌日から令和 9 年 2 月 15 日まで | | |
| (5) 予定価格 | 事後公表 | | |
| (6) 最低制限価格 | 有 (事後公表) | | |
| | 【計算式】機器費の 90.7% + 直接工事費の 97% + 共通仮設費の 90% + (現場管理費 + 据付間接費)の 90% + 一般管理費等の 68% | | |
| | * 設定範囲及び端数処理については、上下水道局企画財務課ホームページ内 (入札・契約制度) を参照のこと。 | | |

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項その他入札に関する事項

別紙のとおり

別紙

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加形態	単体
地域要件	高知市内に主たる営業所（本社）を有する者
業 種	電気工事
格付け等級	公告日時点における格付け等級がD級又はC級の者
許可区分	特定又は一般
施工実績	高知市上下水道局事後審査型制限付き一般競争入札実施要領（以下「実施要領」という。）の規定の外、次の要件を満たす工事の実績を有する者（※工事施工証明書等要） ・上下水道施設（終末処理場、浄水場、ポンプ場等）、揚排水機場又は清掃施設（ごみ処理、し尿処理施設等）の機械設備に係る電気設備を新設又は改修する工事
配置技術者	実施要領の規定の外、次の要件を全て満たす技術者を配置することができる者 ・本工事の許可業種に係る建設業法第 26 条の規定による主任技術者又は監理技術者として従事するための資格要件を満たす者 ・電気工事において、現場代理人又は技術者（主任技術者又は監理技術者）として従事した経験を有する者。なお、製作（手配）期間と据付工事期間は、別の技術者の申請も可とする。（※工事施工証明書等要）
手持工事	実施要領第 4 項第 8 号及び 9 号の規定による

2 参加申請・入札日程等

参 加 申 請	実施要領第 7 項の規定に基づき、入札に参加を希望する者は <u>入札書提出期限までに入札書類を提出することで参加意思を示すものとする。</u>	
設計図書の閲覧	期 間	令和 8 年 9 月 7 日 9 時 00 分から入札書提出期限まで
	場 所	高知市上下水道局 3 階企画財務課
電子データの閲覧	期 間	令和 8 年 9 月 7 日から令和 8 年 9 月 29 日まで
	場 所	高知市上下水道局企画財務課ホームページ
質疑の受付回答	受付期間	令和 8 年 9 月 7 日 9 時 00 分から令和 8 年 9 月 14 日 16 時 30 分まで
	場 所	高知市上下水道局 3 階企画財務課
	提出方法	F A X 又は持参によること（郵送は認めない）
	回答時期	令和 8 年 9 月 17 日
	回答方法	回答日から入札書の提出締切日まで高知市上下水道局 3 階企画財務課において閲覧に付するとともに、高知市上下水道局企画財務課ホームページに掲載する。

入 札 方 法 等	本工事は高知市上下水道局電子入札運用基準に基づき、高知市電子入札システムで行う。	
	提出書類	1 入札書（電子入札システムにより入力） 2 工事費内訳書
	提出書類 受付期間	令和8年9月18日 8時00分から 令和8年9月25日 17時00分まで ※質疑回答を確認の上、提出すること。
開 札	開札予定 日 時	令和8年9月28日 9時30分
	開札場所	高知市上下水道局3階企画財務課
確認書類の提出	提出期限	提出を求められた日から起算して2日以内（閉庁日を除く）
	場 所	高知市上下水道局3階企画財務課
	提出書類	入札資格要件確認書 <u>開札後速やかに提出できるよう、あらかじめ作成しておくこと。</u>
	提出方法	持参、FAX又はメールによること（郵送は認めない。）
落 札 決 定	確認書が提出された日から起算して2日以内（閉庁日を除く）に落札者を決定	
契 約 の 保 証	必要	
契約条項を示す 場所	高知市上下水道局3階企画財務課	

3 その他

- (1) 入札参加者は、「高知市上下水道局建設工事等競争入札心得（電子入札用）」（令和6年8月26日改正）及び高知市上下水道局電子入札運用基準（令和6年4月1日改正）を遵守すること。
- (2) 入札参加手続きを行った者の間において、実施要領第4項第6号又は第7号に該当する場合は、入札参加資格を認めない。また、開札後、同号に該当する事実が判明した場合は、その者の入札を失格とする。
- (3) 開札の結果、予定価格と最低制限価格の範囲内での入札者がいない場合は、高知市上下水道局電子入札運用基準第13条第3項の規定に基づき、本工事の開札手続終了後、再度入札を行う。再度入札を行う場合は、その旨を入札参加資格者に電子入札システムにより（紙入札者が参加する入札においては電子入札システム以外のその他適切な手段による）通知する。
- (4) 落札候補者が提出期限までに入札資格要件確認書を提出しないとき、又は入札参加資格を有しないと認められる場合は、**失格**とする。
- (5) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して10日以内に契約を締結すること。また、電子契約を希望する場合は、落札決定後、「電子契約利用承諾書」を電子メールにより提出すること。
- (6) 落札決定から契約を締結するまでの間に、落札者が次に掲げる要件のいずれかに該当する者となったときは、落札決定を取り消すことがある。
 - ア 実施要領第4項第1号、第2号、第4号又は第5号のいずれかの要件を満たさなくなったとき。

- イ 高知市競争入札指名停止措置要綱（平成 6 年 7 月 1 日制定）（以下「指名停止要綱」という。）の規定により高知市上下水道局から指名停止又は指名回避等の措置を受けたとき。
 - ウ 指名停止要綱の対象となる事案に該当したとき。
 - エ 建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止処分を受けたとき。
 - オ その他の事由により入札参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (7) 本工事の入札及び契約に関する提出書類に虚偽の記載があることが判明したときは、契約を解除することがある。
- (8) 落札者は、契約締結までに平成 23 年 12 月 26 日付「独占禁止法の遵守に係る誓約書の提出について（高知市上下水道局）」の中の誓約書（別記様式 1）を提出すること。これがない場合は契約を辞退したものとみなし契約を締結しない。
- (9) 落札者は、建設業法第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から契約締結までに、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
- (10) 受注者は、契約締結時に、中間前金払又は部分払による何れかを選択することとし、契約締結後の変更は認めない。
- (11) **当該工事開札までに、実施要領第 4 項第 8 号ア、イ、又はウに該当することとなった者は当該入札に参加できない。**
また、開札後落札候補者の決定（同日に複数の同一工種工事の落札候補者の決定がある場合は、その予定価格の大きいものから順に行う。）までに、実施要領第 4 項第 8 号ア、イ又はウに該当することとなった者が落札予定者であった場合は、当該入札を無効とする。
ただし、実施要領第 4 項第 9 号にあたる場合はこの限りではない。
- (12) **本工事は、実施要領第 4 項第 8 号ア及びイではなく、同号ウに該当する工事として取り扱う。**
- (13) その他の条件については、実施要領に示すとおり。

4 担当部署

高知市上下水道局企画財務課契約担当

住所 高知市針木北一丁目 15 番 20 号（高知市上下水道局 3 階）

電話 088-821-9208 F A X 088-843-6523